

【議案第3号】

真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程について

真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程について、別紙のとおりとする。

平成19年10月1日提出

真岡市・二宮町合併協議会
会 長 福 田 武 隼

真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、真岡市・二宮町合併協議会規約第8条第4項の規定に基づき、真岡市・二宮町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は原則公開とする。ただし、出席している委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努める。

(会長及び委員の責務)

第3条 会長は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議の円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉)

第4条 会議の開会及び閉会は、会長が宣告する。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席している委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

2 委員が発言するときは、会長の許可を得なければならない。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

2 会議録に署名する委員は2人とし、会長が会議において指名する。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は原則公開とし、閲覧に供することにより行う。ただし、公開しないこととなった会議の会議録及び会議に提出された文書は公開しないものとし、出席した者は、会議の内容を漏らしてはならない。

2 前項の規定による閲覧の方法に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規律)

第9条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議の場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。